

川越市私立幼稚園預かり保育補助金交付要綱の概要

(趣旨)

第1条 「保育所の入所を待っている状況を解消し」、「多様な保育の需要に対処」するため。

(定義)

第2条 「保護者の労働等の事由により、幼稚園に在籍しているものを幼稚園の教育時間を超えて保育すること」並びに「園児の弟妹及び市長が認める6歳以下の者を幼稚園で保育する。

(補助対象)

- 第3条 (1) 「保育時間は11時間を確保」ただし「必要に応じ9時間から11時間未満とすることもできる」。
- (2) 当該職員の2分の1以上は幼稚園及び小学校の教員の免許状並びに養護教諭、保育士、保健師、看護師、助産師。
- ア 3歳以上の園児10人に対して職員1人
- イ 3歳未満については
- ①乳児3人に対して職員1人
- ②満1歳以上満3歳に満たない幼児は6人に対して職員1人

(補助対象となった幼稚園の義務)

第4条 「休業日においても預かり保育が実施できるよう努める」

(補助金の種類等)

第5条 1 補助金の種類

(1) 人数割

「1歳に満たない者」、「1歳及び2歳の者」、「3歳以上の者」の年齢の区分に応じ、「4月から翌年の3月までの期間の1日における預かり保育に係る人数を合算した数をその期間の当該保育に係る総日数で除した数（小数点第1位を四捨五入、1未満の場合は1とする）に

- ア 1歳未満 @480,000円
- イ 1歳～2歳 @300,000円
- ウ 3歳以上 @170,000円

(2) 長期休業期間保育実施加算 1施設年額 300,000円

(3) 経費補助

1 施設年額 400,000円

2 人数割算出の定め

(1) 年齢は4月1日現在の年齢

(2) 保育に係る総日数から除く日

ア 日曜日、土曜日

イ 国民の祝日

ウ 12月29日から1月3日までの日

エ 埼玉県民の日

オ 幼稚園の開園記念日

3 長期休業期間保育実施加算は春季、夏季、冬季、学年末の長期休業日において保育の実施をする保育園に支給

4 補助金の交付は9月及び3月の2期に分けて行う。

1期に交付する額は、補助金の交付を決定した額の2分の1とする。